

京 都 大 学 国 際 交 流 会 館 使 用 料 金 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前

(前 略)

第2条 研究者宿泊室の施設使用料の額は、次の表のとおりとする。

区分		施設使用料	
		月額	日割額
本館	家族室 (A)	45,300 円	1,510 円
	家族室 (B)	31,800 円	1,060 円
	家族室 (B) (改修)	50,500 円	1,690 円
	夫婦室	20,400 円	680 円
	夫婦室 (改修)	32,900 円	1,100 円
	单身室	9,600 円	320 円
	单身室 (改修)	15,900 円	530 円
吉田国際交流会館	夫婦室	77,800 円	2,600 円
	单身室	47,800 円	1,600 円
宇治分館	家族室	26,700 円	890 円
	夫婦室	16,500 円	550 円
	单身室	9,000 円	300 円
おうばく分館			
	单身室 (A)	8,700 円	290 円
	单身室 (B)	8,100 円	270 円

2 研究者宿泊室の諸料金の額は、次の表のとおりとする。

区分		諸料金	
		月額	日割額
本館	家族室 (A) ① (5人入居)	17,200 円	580 円
	〃 ② (4人入居)	15,400 円	520 円
	〃 ③ (3人入居)	13,600 円	460 円
	〃 ④ (2人入居)	11,800 円	400 円
	家族室 (B) ① (4人入居)	14,000 円	470 円
	〃 ② (3人入居)	12,200 円	410 円
	〃 ③ (2人入居)	10,400 円	350 円
	〃 ④ (4人入居) (改修)	14,000 円	470 円
	〃 ⑤ (3人入居) (改修)	12,200 円	410 円
	〃 ⑥ (2人入居) (改修)	10,400 円	350 円
	夫婦室	9,800 円	330 円
	夫婦室 (改修)	9,800 円	330 円
	单身室	5,800 円	200 円
	单身室 (改修)	5,800 円	200 円
吉田国際交流会館	夫婦室	9,400 円	320 円
	单身室	5,800 円	200 円
宇治分館	家族室 ① (5人入居)	15,800 円	530 円
	〃 ② (4人入居)	14,000 円	470 円
	〃 ③ (3人入居)	12,200 円	410 円
	〃 ④ (2人入居)	10,400 円	350 円
	夫婦室	9,800 円	330 円
おうばく分館			
	单身室 (A)	5,800 円	200 円
	单身室 (B)	5,800 円	200 円

3 (略)

第3条 留学生宿泊室の施設使用料の額は、次の表のとおりとする。

区分		施設使用料
		月額
本館	家族室 (E)	14,200 円
	夫婦室 (F)	11,900 円
	单身室 (G) (G')	5,900 円
	单身室 (G) (G') (改修)	12,200 円
吉田国際交流会館	单身室	32,200 円
宇治分館	家族室	14,200 円
	夫婦室 (F)	14,200 円
	单身室 (G)	5,900 円
おうばく分館	家族室 (E)	14,200 円
	夫婦室 (F)	9,500 円
	单身室 (G)	5,900 円
みささぎ分館	夫婦室 (F)	9,500 円
	单身室 (G)	4,700 円
	单身室 (G')	5,900 円

改 正 後

第2条 研究者宿泊室の施設使用料の額は、次の表のとおりとする。

区分		施設使用料	
		月額	日割額
本館	家族室 (A)	62,000 円	2,070 円
	家族室 (B)	50,500 円	1,690 円
	夫婦室	32,900 円	1,100 円
	单身室	15,900 円	530 円
吉田国際交流会館	夫婦室	77,800 円	2,600 円
	单身室	47,800 円	1,600 円
宇治分館	家族室	26,700 円	890 円
	夫婦室	16,500 円	550 円
	单身室	9,000 円	300 円
おうばく分館	家族室	21,000 円	700 円
	夫婦室	14,100 円	470 円
	单身室 (A)	8,700 円	290 円
	单身室 (B)	8,100 円	270 円

2 研究者宿泊室の諸料金の額は、次の表のとおりとする。

区分		諸料金		
		月額	日割額	
本館	家族室 (A) ① (5人入居)	17,700 円	590 円	
	〃 ② (4人入居)	15,900 円	530 円	
	〃 ③ (3人入居)	14,000 円	470 円	
	〃 ④ (2人入居)	12,200 円	410 円	
	家族室 (B) ① (4人入居)	14,400 円	480 円	
	〃 ② (3人入居)	12,600 円	420 円	
	〃 ③ (2人入居)	10,700 円	360 円	
	夫婦室	10,100 円	340 円	
	单身室	6,000 円	200 円	
	吉田国際交流会館	夫婦室	9,700 円	330 円
		单身室	6,000 円	200 円
	宇治分館	家族室 ① (5人入居)	16,300 円	550 円
		〃 ② (4人入居)	14,400 円	480 円
		〃 ③ (3人入居)	12,600 円	420 円
〃 ④ (2人入居)		10,700 円	360 円	
夫婦室		10,100 円	340 円	
おうばく分館				
	单身室 (A)	6,000 円	200 円	
	单身室 (B)	6,000 円	200 円	

3 (同 左)

第3条 留学生宿泊室の施設使用料の額は、次の表のとおりとする。

区分		施設使用料
		月額
本館	家族室 (E)	14,200 円
	夫婦室 (F)	11,900 円
	单身室 (G) (G')	5,900 円
	单身室 (G) (G') (改修)	12,200 円
吉田国際交流会館	单身室	32,200 円
宇治分館	家族室	14,200 円
	夫婦室 (F)	14,200 円
	单身室 (G)	5,900 円
おうばく分館	家族室 (E)	14,200 円
	夫婦室 (F)	9,500 円
	单身室 (G)	5,900 円
みささぎ分館	夫婦室 (F)	9,500 円
	单身室 (G)	4,700 円
	单身室 (G')	5,900 円

改正前

2 留学生宿泊室の諸料金の額は、次の表のとおりとする。

区分		諸料金
		月額
本館	家族室 (E) ① (4人入居)	13,400 円
	〃 ② (3人入居)	11,600 円
	〃 ③ (2人入居)	9,800 円
	夫婦室 (F)	9,400 円
	単身室 (G) (G')	5,800 円
	単身室 (G) (G') (改修)	5,800 円
吉田国際交流会館	単身室	5,800 円
宇治分館	家族室 ① (5人入居)	15,200 円
	〃 ② (4人入居)	13,400 円
	〃 ③ (3人入居)	11,600 円
	〃 ④ (2人入居)	9,800 円
	夫婦室 (F)	9,400 円
	単身室 (G)	5,800 円
おうばく分館	家族室 (E) ① (5人入居)	15,200 円
	〃 ② (4人入居)	13,400 円
	〃 ③ (3人入居)	11,600 円
	〃 ④ (2人入居)	9,800 円
	夫婦室 (F)	9,400 円
	単身室 (G)	5,800 円
みささぎ分館	夫婦室 (F)	9,400 円
	単身室 (G)	9,500 円
	単身室 (G')	5,800 円

3 (略)

(中略)

第6条 すべての研究者宿泊施設及び留学生宿泊施設の利用者は、退去にかかる清掃費を負担するものとし、その額は、次の表のとおりとする。

区分	清掃費
本館、吉田国際交流会館、宇治分館及びおうばく分館の各室並びにみささぎ分館夫婦室 (F) 及び単身室 (G')	10,500 円
みささぎ分館単身室 (G)	5,250 円

2 (略)

改正後

2 留学生宿泊室の諸料金の額は、次の表のとおりとする。

区分		諸料金
		月額
本館	家族室 (E) ① (4人入居)	13,800 円
	〃 ② (3人入居)	12,000 円
	〃 ③ (2人入居)	10,100 円
	夫婦室 (F)	9,700 円
	単身室 (G) (G')	6,000 円
	単身室 (G) (G') (改修)	6,000 円
吉田国際交流会館	単身室	6,000 円
宇治分館	家族室 ① (5人入居)	15,700 円
	〃 ② (4人入居)	13,800 円
	〃 ③ (3人入居)	12,000 円
	〃 ④ (2人入居)	10,100 円
	夫婦室 (F)	9,700 円
	単身室 (G)	6,000 円
おうばく分館	家族室 (E) ① (5人入居)	15,700 円
	〃 ② (4人入居)	13,800 円
	〃 ③ (3人入居)	12,000 円
	〃 ④ (2人入居)	10,100 円
	夫婦室 (F)	9,700 円
	単身室 (G)	6,000 円
みささぎ分館	夫婦室 (F)	9,700 円
	単身室 (G)	9,800 円
	単身室 (G')	6,000 円

3 (同左)

第6条 すべての研究者宿泊施設及び留学生宿泊施設の利用者は、退去にかかる清掃費を負担するものとし、その額は、次の表のとおりとする。

区分	清掃費
本館、吉田国際交流会館、宇治分館及びおうばく分館の各室並びにみささぎ分館夫婦室 (F) 及び単身室 (G')	10,800 円
みささぎ分館単身室 (G)	5,400 円

2 (同左)

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。